

富山市電子納品運用ガイドライン（試行）

1. 目的

このガイドラインは、市が発注する建設工事等の完成図書の成果品を電子データで納品することにより、業務の効率化、省資源化・省スペース化を図るため定める。

2. 定義

電子納品とは、建設工事等の各業務段階の最終成果を従来の紙納品に代えて、電子データで納品することをいう。

3. 適用基準

このガイドラインに定めのない事項については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕を準用する。

4. 対象工事

試行対象工事は、設計金額 2,500 万円以上の土木工事とする。

なお、特記仕様書には「電子納品の対象工事」と記載するものとする。

5. 電子成果品

(1) 成果品は、電子データを格納した CD-R とする。

(2) 担当課は、管理方法を定め、成果品を適切に保管するものとする。

6. その他

このガイドライン及び特記仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議の上取扱うものとする。

附則

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

特記仕様書明示例

電子納品対象工事の特記仕様書の明示例を以下に示す。

なお、富山県土木部土木工事共通仕様書に記載がある条項に関しては、これによらないものとする。

第〇〇条 電子納品

1 本工事は電子納品の試行対象工事とする。

電子納品は、「富山市電子納品運用ガイドライン」に基づいて行うものとする。

2 電子成果品は、電子媒体(CD-R)を提出する。

3 電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受注者及び発注者の協議の上、決定する。

第〇〇条 電子納品対象書類

本工事の工事写真（必須）以外の電子納品対象書類は、〇〇〇とする。

ただし、完成図、参考図（オリジナル CAD データ（完成図））の納品は、発注者が発注図を CAD データで提供した場合とする。

（※ 〇〇〇には、施工計画書、完成図、参考図（オリジナル CAD データ（完成図））等を記載すること）